



3	36° 49' 59.29079"	136° 58' 39.58293"
4	36° 49' 59.30279"	136° 58' 39.27342"
5	36° 50' 00.09107"	136° 58' 36.85854"
6	36° 50' 00.92892"	136° 58' 37.14985"
7	36° 50' 01.24312"	136° 58' 37.26354"
8	36° 50' 01.61520"	136° 58' 37.62086"
9	36° 50' 01.95615"	136° 58' 38.32120"
10	36° 50' 02.27349"	136° 58' 39.61059"
11	36° 50' 02.15944"	136° 58' 40.48120"
12	36° 50' 02.02700"	136° 58' 40.85006"
13	36° 50' 01.67734"	136° 58' 41.58996"
14	36° 50' 01.52037"	136° 58' 41.76829"

(砂防課)

**富山県選挙管理委員会告示第36号**

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の一部訂正  
について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により出納責任者が提出した令和5年4月9日執行の富山県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書について、候補者1名の出納責任者から訂正する旨報告があったので、公職の候補者の選挙運動に關す



## (1) 委託業務の名称及び数量

富山県共通事務業務委託 一式

## (2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

## (3) 委託期間

令和8年8月12日から令和12年8月9日まで

## (4) 委託業務の実施場所

富山県が指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書等の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

(3) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項に規定する認定を受けている者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が指定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマークを付与されている者であること。

(4) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されているものに限る。

(5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、次のいずれの業務についても完了した実績を有していること。

①職員の諸手当認定

②旅費の計算

③年末調整

(6) 「個人情報取扱特記事項（特定個人情報対応版）」の遵守ができるもので

あること。

### 3 入札に参加する資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。入札参加申込書等を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 入札参加申込書等は、次のとおりとする。

ア（様式1）入札参加資格確認申請書

イ（様式2）「入札参加者に必要な資格」を証明する書類について

ウ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

エ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項に規定する認定を受けていること又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が指定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマークを付与されていることを証明するもの

オ 富山県内に本店又は営業所等を有する者であることを証明するもの

カ 2の(5)に定める業務の履行実績を確認できるもの

キ（様式3）「個人情報取扱特記事項（特定個人情報対応版）等の項目遵守の確認表」

(3) 申請書及び資料の提出期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月15日（金）までの間（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(4) 申請書及び資料の提出場所

富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課総務係

電話 076-444-9665（直通）

(5) 申請書及び資料の提出方法

直接持参により提出するものとする。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたと

きは、これに応じなければならない。

(6) 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認の結果は、令和8年5月22日（金）までに申請者に通知する。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面により、前記(4)の提出場所へ令和8年5月25日（月）までに提出しなければならない。

なお、理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和8年5月27日（水）までに文書で行うものとする。

4 入札説明書の交付等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課総務係  
電話 076-444-9665（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年4月20日（月）から令和8年5月15日（金）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 入札説明会の日時

令和8年4月27日（月）午後2時より

イ 入札説明会の場所

富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

5 入札方法及び日時、場所

(1) 入札方法

出場入札

## (2) 入札及び開札の日時

令和8年5月29日（金）午前10時より

## (3) 入札及び開札の場所

富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

入札書に記載する金額は、委託期間である令和8年8月12日から令和12年8月9日までの間の委託金額の総額とする。

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し、かつ、前記3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書によるものとする。
- (3) その他不明な点については、富山県出納局総務会計課総務係（電話076-444-9665）に問い合わせること。

#### 土地改良区の役員の退任

高岡市土地改良区の役員であった次の者が令和8年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年4月20日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所	
理事	館 勇 将	高岡市二塚	466番地
同	越 礪 直 一	同 辻	252番地
同	勘 嶋 繁 紀	同 戸出竹	255番地
同	高 嶋 政 彦	同 宝来町	590番地
同	杉 本 孝 之	同 手洗野	1524番地
同	小 栗 久 雄	同 東藤平蔵	355番地
同	浦 田 一 郎	同 西藤平蔵	610番地
同	佐 野 洋 一	同 長江	218番地
同	關 口 謙	同 佐野	1030番地
同	広 地 功 信	同 駒方	166番地
同	宮 崎 勝 靖	同 柴野内島	103番地
同	岩 田 政 治	同 二上町	988番地 2
同	樋 田 章 雄	同 西広谷	774番地

同	竹 本 俊 之	同	太 田	4319番地
同	金 田 賢 行	同	戸 出 町 2 丁 目 6 番 13 号	
同	矢 後 勝 文	同	醍 醐	655番地
同	高 田 吉 夫	同	上 麻 生	965番地 1
同	窪 田 外 三 男	同	常 国	37番地
同	定 田 信 正	同	赤 祖 父	362番地
同	東 忠 明	同	江 尻	1058番地
同	西 典 夫	同	五 十 里	3331番地
同	前 原 憲 治	同	戸 出 市 野 瀬	825番地
同	今 城 昌 臣	同	醍 醐	1207番地
同	林 誠	同	東 保 新	130番地
監 事	原 義 博	同	佐 野	715番地
同	柳 清 義 光	同	下 麻 生	207番地
同	吉 本 隆 之	同	太 田	4783番地 1

### 土地改良区の役員の就任

高岡市土地改良区の役員に次の者が令和8年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年4月20日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	舘 勇 将	高岡市二塚	466番地
同	越 礪 直 一	同 辻	252番地
同	杉 本 孝 之	同 手洗野	1524番地
同	金 田 賢 行	同 戸出町2丁目6番13号	
同	広 地 功 信	同 駒方	166番地
同	小 栗 久 雄	同 東藤平蔵	355番地
同	原 義 博	同 佐野	715番地

同	佐野洋一	同	長江	218番地
同	福井直樹	同	西藤平蔵	238番地
同	宮崎勝靖	同	柴野内島	103番地
同	高嶋幸久	同	宝来町	563番地
同	岩田政治	同	二上町	988番地 2
同	樋田章雄	同	西広谷	774番地
同	竹本俊之	同	太田	4319番地
同	西田祐伸	同	戸出竹	130番地
同	矢後勝文	同	醍醐	655番地
同	柳清義光	同	下麻生	207番地
同	田中浩一	同	下山田	140番地
同	小嵐(埜田)悦子	同	荒見崎	63番地
同	梅島清香	同	戸出市野瀬	712番地
監事	高嶋政彦	同	宝来町	590番地
同	西岡満	同	出来田	278番地
同	松田昇	同	戸出光明寺	12番地

### 土地改良区の役員の退任

大門町土地改良区の役員であった次の者が令和8年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年4月20日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住 所
理事	齊藤高志	射水市土合 853番地
同	炭谷一三	同 布目沢 802番地
同	木倉輝夫	同 中村 133番地
同	高田良作	同 広上 1281番地 2

同	荒 瀧 正 明	同	生源寺	305番地
同	吉 田 文 一	同	二口	1969番地
同	田 畑 克 己	同	水戸田	1054番地
同	金 田 龍 弘	同	串田	5426番地
同	山 本 浩 詞	同	串田新	799番地
同	浅 井 満	同	下条	851番地
同	田 中 保 治	同	安吉	252番地
同	多 田 哲 郎	同	若林	201番地
同	深 田 靖 文	同	串田	4938番地
同	明 地 峰 雄	同	串田	1475番地
同	松 本 吉 晴	同	上条	120番地 2
監 事	山 崎 勇	同	市井	58番地
同	中 野 敬 司	同	串田	5326番地
同	古 岡 一 治	同	土合	709番地
同	一 松 教 進	同	二口	2979番地

### 土地改良区の役員の就任

大門町土地改良区の役員に次の者が令和8年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年4月20日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	炭 谷 一 三	射水市布目沢 802番地
同	松 本 吉 晴	同 上条 120番地 2
同	木 倉 輝 夫	同 中村 133番地
同	高 越 一 舟	同 本田 300番地
同	田 畑 克 己	同 水戸田 1054番地
同	寺 西 寿	同 生源寺 310番地

同	塚 本 秀 樹	同	市井	124番地
同	深 田 靖 文	同	串田	4938番地
同	山 田 明 彦	同	小泉	60番地
同	明 地 峰 雄	同	串田	1475番地
同	山 本 浩 詞	同	串田新	799番地
同	山 崎 雅 暢	同	広上	914番地 1
同	浅 井 満	同	下条	851番地
同	杉 本 隆 之	同	土合	857番地
同	吉 田 文 一	同	二口	1969番地
監 事	古 岡 一 治	同	土合	709番地
同	講 堂 正 弘	同	串田	278番地 6
同	稲 垣 幸 男	同	棚田	422番地
同	一 松 教 進	同	二口	2979番地

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年4月20日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ魚津本江店 魚津市本江1丁目1番

### 2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショッピング

### 3 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 大阪屋ショッピング魚津本江店

(変更後) クスリのアオキ魚津本江店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 尾崎 弘明 富山市赤田  
487番地1 ほか1

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山市  
松本町2512番地

- 4 変更の日 令和8年4月1日
- 5 変更の理由 店舗名称及び小売業者が変わったため
- 6 届出の日 令和8年4月2日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和8年4月20日から令和8年8月20日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を  
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、  
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する  
ことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
  - (2) (1)の事項の公表の可否
  - (3) 当該店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見及びその理由
-

